相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県志摩市磯部町迫間五七二番地、最後の住所三重県志摩市磯部町迫間二九四番地

被相続人　亡　林　文次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十八日

三重県津市大谷町二一番八　弁護士法人希望　さくら総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　謙一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府交野市私部五丁目二八五六番地の一、最後の住所大阪市東淀川区菅原三丁目一番三―一〇三号　被相続人　亡　中尾　博文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十八日

大阪市北区西天満四丁目三番二五号梅田プラザビル別館Ａ八〇二

相続財産管理人　弁護士　平野　潤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県佐用郡佐用町西徳久九三九番地、最後の住所神戸市垂水区塩屋町一丁目一番一―二〇四号　被相続人　亡　溝端　敦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十八日

神戸市中央区京町七四番地　京町七四番ビル六階　かがやき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　須山幸一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区田中野神町二〇番地、最後の住所兵庫県尼崎市蓬川町一〇番地ヰメロード蓬川　被相続人　亡　島本　利一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十八日

兵庫県尼崎市昭和通四丁目一一七番地エスティ尼崎ビル五〇二号

相続財産管理人　司法書士　上野　貴志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市西土堂町九六一番地一、最後の住所広島県尾道市西土堂町一二番一〇号　被相続人　亡　藪本　嘉人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十八日

広島県尾道市平原一丁目二二番二号

相続財産管理人　崎谷　亙

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市百島町三二四五番地、最後の住所広島県尾道市東則末町七番六四―一二号　被相続人　亡　赤松　和仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十八日

広島県尾道市平原一丁目二二番二号

相続財産管理人　崎谷　亙

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡東区大字尾倉一八三〇番地、最後の住所北九州市八幡東区西丸山町一番六―九〇二号　被相続人　亡　戸島　義樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十八日

福岡県みやま市瀬高町小田九六二番地

相続財産管理人　坂田　茂信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県沖縄市美里二丁目四八一番地、最後の住所沖縄県沖縄市城前町七番六号

被相続人　亡　島袋スミ子

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年３月28日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社東急ホームズ　②国土交通大臣(11)8156　③代表取締役　鈴木春仁　④東京都渋谷区道玄坂一丁目21番14号　廃止した従たる事務所　愛知県名古屋市昭和区八事本町101―11　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区道玄坂一丁目21番14号　株式会社東急ホームズ　代表取締役　鈴木春仁

①花苑商事有限会社　②東京都知事(7)51935　③代表取締役　長島哲夫　④東京都江戸川区東小岩一丁目17番10号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都江戸川区東小岩一丁目30番10号　花苑商事有限会社　代表取締役　長島哲夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十八日

福岡県飯塚市新立岩六番一六号筑豊合同法律事務所　相続財産管理人　片山　令史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県山門郡水上村大字小田村四五四番地、最後の住所不詳

被相続人　亡　坂田甚四郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十八日

福岡県みやま市瀬高町小田九六二番地

相続財産管理人　坂田　茂信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県沖縄市美里二丁目四八一番地、最後の住所沖縄県沖縄市城前町七番六号

被相続人　亡　島袋スミ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十八日

沖縄県那覇市おもろまち四丁目一二番三号

セ・レージュＴＡＭＡＫＩ一〇五

相続財産管理人　山下　優子

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を京都府知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十四年三月二十八日

一、住所　京都市右京区西京極中町二二番地

氏名　鈴木　健治

営業保証金額　金二万円